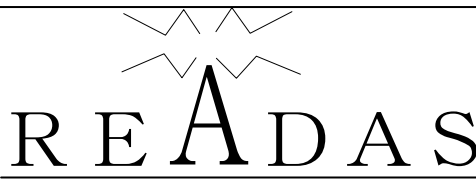


第 4376 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 12月 1日 木曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 厚生年金の標準報酬を間違って届けた場合

**Q**：当社は、間違って社員の厚生年金の標準報酬月額を低く届けていたことが判明しましたので、社員に将来減額される年金相当額を補償することとしました。この補償金はどうのように取り扱われますでしょうか？

**A**：一時所得となります。

### 【解説】

お尋ねの補償金には、慰謝料が含まれていますが、慰謝料相当額を個別に計算したものではありませんから、すべてが年金不足額に相当するものであると考えられます。したがって、この補償金は、年金減額相当額を補償する性質のものであり、心身又は資産に加えられた損害等に基因して取得するものではないことから、所得税法上の非課税とされる損害賠償金等には該当しません。

また、社員としての地位に基づいて使用者から受ける給付は、給与所得と解されますが、社員が受けるこの補償金は、従属的な役務提供の対価としての性質を有するものではなく、各種手当のように雇用契約に基づき支払われる給付とは性質を異にしていることから給与所得には該当せず、臨時・偶発的な一時所得に該当することとなります。

また、退職者が受けるこの補償金は、退職に基因して支払われるものではありませんので退職所得には該当せず、営利を目的とする継続的行為から生じる所得でもない一時金で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有していないことから、臨時・偶発的な一時所得に該当することとなります。

